

議案第77号 説明資料

幕別町手数料条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例					改 正 条 例						
○幕別町手数料条例 (平成12年 3月24日 条例第13号)					○幕別町手数料条例 (平成12年 3月24日 条例第13号)						
第1条～第7条 略					第1条～第7条 略						
別表 (第2条関係)					別表 (第2条関係)						
番号	手数料を徴収する事務	手数料			摘要	番号	手数料を徴収する事務	手数料			摘要
		名称	金額	徴収時期				名称	金額	徴収時期	
1 ～ 16 の 2	略				略						
16 の 3	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下この項において「法」という。）第5	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	イ 当該申請が住宅の新築に係るものである場合 1戸につき、次に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を当該申請及び当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る認定申請の総数で除して得た額（この額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100	申請のとき	略	16 の 3	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下この項において「法」という。）第5	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	イ 当該申請が住宅の新築に係るものである場合 1戸につき、次に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を当該申請及び当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る認定申請の総数で除して得た額（この額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100	申請のとき	略

現 行 条 例		改 正 条 例	
<p>条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査</p>	<p>円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)</p> <p>(1) 住宅の戸数が1戸のもの 57,000円</p> <p>(住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関による認定に係る技術的審査(以下この項、次項及び51の項から55の項において「評価機関審査」という。)を受けた場合にあっては18,000円、同条第1項に規定する住宅性能評価(以下この項及び次項において「住宅性能評価」という。)を受けた場合にあっては21,000円)</p> <p>(2) 住宅の戸数が2戸以上5戸以内のもの 130,000円</p> <p>(評価機関審査を受けた場合にあっては30,000円、住宅性能評価を受けた場合にあっては62,000円)</p> <p>(3) 住宅の戸数が6戸以上のもの 205,000円</p> <p>(評価機関審査を受けた場合にあっては47,000円、住宅性能評価を受けた場合にあっては</p>	<p>条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査</p>	<p>円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)</p> <p>(1) 住宅の戸数が1戸のもの 58,000円</p> <p>(住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第6条の2第3項又は第4項に規定する長期使用構造等であるかどうかの確認(以下この項及び次項において「長期使用構造等確認」という。)を受けた場合にあっては、19,000円)</p> <p>(2) 住宅の戸数が2戸以上5戸以内のもの 130,000円</p> <p>(長期使用構造等確認を受けた場合にあっては、31,000円)</p> <p>(3) 住宅の戸数が6戸以上のもの 206,000円</p> <p>(長期使用構造等確認を受けた場合にあっては、48,000円)</p>

現 行 条 例					改 正 条 例						
			<p>98,000円)</p> <p>ロ 当該申請が住宅の増築又は改築に係るものである場合 1戸につき、次に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を当該申請及び当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る認定申請の総数で除して得た額 (この額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)</p> <p>(1) 住宅の戸数が1戸のもの 84,000円 (評価機関審査を受けた場合にあっては、25,000円)</p> <p>(2) 住宅の戸数が2戸以上5戸以内のもの 193,000円 (評価機関審査を受けた場合にあっては、43,000円)</p> <p>(3) 住宅の戸数が6戸以上のも 306,000円 (評価機関審査を受けた場合にあっては、69,000円)</p>								
16 4	長期優良住宅の普及の促進に関する	長期優良住宅	イ 住宅の建築に関する工事の着手予定時期及び完了予定時期並びに譲受人の決定の予定時期の	申請のとき	略	16 4	長期優良住宅の普及の促進に関する	長期優良住宅	イ 住宅の建築に関する工事の着手予定時期及び完了予定時期、譲受人の決定の予定時期並びに	申請のとき	略

現 行 条 例				改 正 条 例			
る法律（以下この項において「法」という。）第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	建築等計画変更認定申請手数料	変更のみの場合		る法律（以下この項において「法」という。）第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	建築等計画変更認定申請手数料	管理者等の選任の予定時期の変更のみの場合	
		1戸につき 1,000円 ロ 当該申請が住宅の新築に係るものである場合（イに掲げる場合を除く。）1戸につき、次に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を当該申請及び当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る変更認定申請の総数で除して得た額（この額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。） (1) 住宅の戸数が1戸のもの 34,000円 （ <u>評価機関審査を受けた場合又は長期使用構造等の変更がない場合（以下この項において「評価機関審査を受けた場合等」という。）</u> にあつては <u>14,000円</u> 、 <u>住宅性能評価を受けた場合にあつては16,000円</u> ） (2) 住宅の戸数が2戸以上5戸以内のもの 73,000円	1戸につき 1,000円 ロ 当該申請が住宅の新築に係るものである場合（イに掲げる場合を除く。）1戸につき、次に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を当該申請及び当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る変更認定申請の総数で除して得た額（この額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。） (1) 住宅の戸数が1戸のもの 34,000円 （ <u>長期使用構造等確認を受けた場合又は長期使用構造等の変更がない場合（以下この項において「長期使用構造等確認を受けた場合等」という。）</u> にあつては、 <u>15,000円</u> ） (2) 住宅の戸数が2戸以上5戸以内のもの 74,000円				

現 行 条 例		改 正 条 例	
	<p>(<u>評価機関審査を受けた場合等</u>にあつては<u>24,000円、住宅性能評価を受けた場合等</u>にあつては<u>40,000円</u>)</p> <p>(3) 住宅の戸数が6戸以上のもの 117,000円</p> <p>(<u>評価機関審査を受けた場合等</u>にあつては<u>38,000円、住宅性能評価を受けた場合等</u>にあつては<u>63,000円</u>)</p> <p>ハ 当該申請が住宅の増築又は改築に係るものである場合（イに掲げる場合を除く。）1戸につき、次に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を当該申請及び当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る変更認定申請の総数で除して得た額（この額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）</p> <p>(1) 住宅の戸数が1戸のもの 49,000円</p> <p>(<u>評価機関審査を受けた場合等</u>にあつては、20,000円)</p> <p>(2) 住宅の戸数が2戸以上5戸以内のもの</p>		<p>(<u>長期使用構造等確認を受けた場合等</u>にあつては、<u>24,000円</u>)</p> <p>(3) 住宅の戸数が6戸以上のもの 117,000円</p> <p>(<u>長期使用構造等確認を受けた場合等</u>にあつては、<u>38,000円</u>)</p> <p>ハ 当該申請が住宅の増築又は改築に係るものである場合（イに掲げる場合を除く。）1戸につき、次に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を当該申請及び当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る変更認定申請の総数で除して得た額（この額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）</p> <p>(1) 住宅の戸数が1戸のもの 49,000円</p> <p>(<u>長期使用構造等確認を受けた場合等</u>にあつては、20,000円)</p> <p>(2) 住宅の戸数が2戸以上5戸以内のもの</p>

現 行 条 例					改 正 条 例					
			109,000円 (評価機関審査を受けた場合等 にあつては、34,000円) (3) 住宅の戸数が6戸以上のもの 174,000円 (評価機関審査を受けた場合等 にあつては、55,000円)				109,000円 (長期使用構造等確認を受けた 場合等にあつては、34,000円) (3) 住宅の戸数が6戸以上のもの 174,000円 (長期使用構造等確認を受けた 場合等にあつては、55,000円)			
16 の 5	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第9条第1項の規定に基づく譲受人を決定した場合における認定長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	譲受人を決定した場合における認定長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	1,800円	申請のとき		16 の 5	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第9条第1項の規定に基づく譲受人を決定した場合又は同条第3項の規定に基づく管理者等が選任された場合における認定長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	譲受人を決定した場合における認定長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	1,800円	申請のとき
16 の 6 ～	略					16 の 6 ～	略			

